

【記載例】

- ・赤字部分は申請者の記入箇所→入力は黒で
- ・青字部分は工業会の記入箇所

(一社) 日本木工機械工業会指定用紙	
整理番号	2019- 12 - 20 - 001
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具・備品	決められた共通表記です。
	設備の種類又は細目	試験又は測定機器 (非破壊検査機器)	
	設備の名称	グレーディングマシン	(様式2)の表記と一致させてください。型番号が新旧同じ場合は、当該モデルの“販売開始年度”を“年式”として示してください。
	設備型式	2012年式 GM120	
	本社名・事業所名	あいち木工業 株式会社 名古屋工場	設備の設置場所名

(様式2)チェックリストの記入内容と一致させてください。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への可否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2012 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2019 年度(注2) ② - ① = 7 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への可否		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 2019 年 12月 20 日

〒460-0011
名古屋市中区大須4-11-39
一般社団法人 日本木工機械工業会

理事長 菊川 厚 印

当該設備が上記該当要件を満たしていることを証明
し、
代理店等が申請の場合、上の[設備型式]記入の名称末尾に実際のメーカー名を(〇〇社製)と加筆 又は 下の[製造事業者等の名称]欄の代理店名の下に(メーカー:〇〇)と一行加筆ください。*下線不要

西暦 2019 年 12月 16日

製造事業者等の名称 株式会社 田中製作所

製造事業者等の所在地 東京都世田谷区用賀〇-〇-〇

代表者氏名: 田中 一郎 印

担当者氏名: 田中 健二
所 属: 新宿営業所 営業部
担当者連絡先(電話番号): 03-000-0000

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画に係る認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
ここは空欄で提出を。当初認定を受けた計画申請書に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入。

【本証明書に関する】
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制(国税)に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合(映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等)は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件(取得価額や指定事業等)を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て(※3)	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て(※4)	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※2)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 国税の措置について、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。

※2 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。

※4 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。